

令和3年 9月 定例教育委員会

日時 令和3年9月28日(火)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議事項】

- (1) 議案第29号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P1
- (2) 議案第30号 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P25
- (3) 議案第31号 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P35

【説明・協議事項】

- (1) 荒天時等における気象警報等発令時の鳥取市立小・中・義務教育学校の対応について [学校教育課] P50

【報告事項】

- (1) 9月市議会定例会の附議案等について(追加提案分) [各課] P51
- (2) 9月市議会定例会一般質問教育長・副教育長答弁要旨について [各課] 当日配布
- (3) 重要文化財仁風閣保存整備事業について [文化財課] P60
- (4) 鳥取市サポートルーム「懐(ふところ)」について [学校教育課/総合教育センター] 当日配布

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [10月] 令和3年10月22日(金)13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
 - [11月] 令和3年11月29日(月)13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

① 行事報告（8月30日～9月28日）

8月	31	(火)	マリオネット麒麟獅子舞を見て、紙玩具『ずばんぼ』を作ってみよう！！	仁風閣
			副校長・教頭研修②	Web会議による遠隔研修
9月	1	(水)	第1回鳥取市いじめ防止対策推進委員会	総合教育センター
	2	(木)		
	3	(金)		
	4	(土)	ヴィオラとマリンバのデュオ	仁風閣
			池田家墓所写真コンクール展（共催）（～10/10）	仁風閣
			郷土カメラマンによる写真展2021（～9/26）	あおや郷土館
	5	(日)	嘉仁皇太子と東郷平八郎ゆかりの艦船模型たち（～10/10）	仁風閣
			因幡のしゃんしゃん傘踊りすずっこ踊り	仁風閣
	6	(月)	新型コロナウイルスワクチン職域接種	国府町コミュニティセンター
	7	(火)	京都産業大学インターンシップ（～9/12） 講師：さじアストロパーク職員	さじアストロパーク
	8	(水)	新型コロナウイルスワクチン職域接種	国府町コミュニティセンター
	9	(木)		
	10	(金)	新型コロナウイルスワクチン職域接種	国府町コミュニティセンター
	11	(土)	新型コロナウイルスワクチン職域接種	国府町コミュニティセンター
			吉川経家と吉川家の名宝～吉川史料館名品展～（～10/31）	鳥取市歴史博物館
			おもてなしイベント（～9/12）	鳥取市歴史博物館
	12	(日)	ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館
			因幡・但馬の麒麟獅子舞	仁風閣
			講座「築城せよ！史跡鳥取城跡「中ノ御門」大手門と渡櫓」	仁風閣
	13	(月)		
	14	(火)	青谷町高齢者教室【中止】	青谷町総合支所
	15	(水)	河原町女性セミナー第3回講座	河原町総合支所
	16	(木)	音読教室【中止】	青谷町総合支所
	17	(金)	第27回 月まつり（～20日）	さじアストロパーク
	18	(土)	町民グラウンドゴルフ大会	教育委員会用瀬町分室
			講座「鳥取藩主池田家墓所について」	仁風閣
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	19	(日)	令和3年鳥取市成人式（延期開催分）	オンライン開催
20	(月)	歌う・ヴォイストレーニングで健康増進術！	仁風閣	
21	(火)			
22	(水)			
23	(木)	巡回展示「こちら、はやぶさ2運用室」（～12/10）	さじアストロパーク	
		プラネタリウム秋番組「身近にある宇宙の話」（～12/19）	さじアストロパーク	
24	(金)			
25	(土)	おうちだにアカデミー	鳥取市歴史博物館	
		鳥取城、仁風閣のペーパークラフト展（～9/26）	仁風閣	
26	(日)			
27	(月)			
28	(火)	9月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

② 行事予定（9月29日～10月22日）

9月	29	(水)		
	30	(木)	みたき大学第3回講座	河原町コミュニティセンター
10月	1	(金)		
	2	(土)	梶山古墳特別公開（～3日）	梶山古墳現地
			栃本廃寺跡特別公開	栃本廃寺跡現地
	3	(日)	因幡のしゃんしゃん傘踊りすずっこ踊り	仁風閣
			太閤ヶ平に登ろう	鳥取市歴史博物館
	4	(月)		
	5	(火)	学級づくり研修	Web会議による遠隔研修
	6	(水)		
	7	(木)		
	8	(金)		
	9	(土)	国英地区コミュニティ施設竣工式	河原町山手
			マリオネット麒麟獅子舞上演会	仁風閣
	10	(日)	開館記念コンサート ～秋のしらべ～	用瀬町総合支所
			因幡・但馬の麒麟獅子舞	仁風閣
	11	(月)		
	12	(火)		
	13	(水)	みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	14	(木)		
	15	(金)	道徳教育推進教師研修（全）	Web会議による遠隔研修
	16	(土)		
	17	(日)	郷土にまつわる講座「けたかの民俗行事あれこれ」	気高図書館
			小倉知子ソプラノコンサート	仁風閣
18	(月)			
19	(火)			
20	(水)			
21	(木)	中堅教諭等資質向上研修⑤・人権教育主任研修②	Web会議による遠隔研修	
22	(金)	10月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

9月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年9月28日(火)
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第29号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

1. 経緯

鳥取市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、一般市民の開放（以下「学校施設開放」という。）しており、その運営については地区体育会が担ってきた。しかし、近年、以下のことが課題となっていた。

- ①運営を行うことが出来ない地区体育会があること
- ②学校施設開放の運営業務を担う学校があること
- ③新型コロナウイルス感染症の感染防止のため（事務の非接触化）
- ④市民体育館建て替えに伴うスポーツする場の確保

このため、利用者の利便性の向上にむけ「学校体育施設スマート予約システム」の円滑な導入を図るため、規則改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 教育委員会事業としての位置づけ
- (2) 地域コミュニティ活動での施設利用を明記
- (3) 開放学校（中学校など）の追加と開放日時の統一（ただし、学校及び地域の意見をもとに調整あり）

3 その他

(1) 開放学校及び施設

	校数	体育館	グラウンド	計
小学校	39	37	31	68
中学校	13	13	2	15
義務教育学校	4	7	5	12
計	56	57	38	95

(2) 登録団体数〔9/21現在〕

小・中・義務教育学校	56校
地区公民館	61館
地区体育会	59団体
一般団体（学校及び地区推薦団体含む）	448団体
計	624団体

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

10月1日からの鳥取市学校体育施設スマート予約システムの運用に際し、制度の見直しを図ることを目的とします。

2 改正の内容

- ・「地域コミュニティの活動の場」を条文に加えます。(第1条)
- ・指導員、管理員の扱いを変更します《非常勤職員 ⇒ 職員以外》。(第4条)
- ・学校施設開放時間の統一することとします。(第5条及び別表)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
遊び場開放及びスポーツ開放	校庭	休業日	午前8時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	体育館	休業日	午前8時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	水泳プール	夏季休業日	午前9時から午後5時まで

開放する施設及び日時は、上記を原則とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 施行期日

この規則は令和3年10月1日から施行します。

議案第29号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の
一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を次の
ように改正する。

令和3年9月28日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の
一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和51年
鳥取市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安全な遊び場」の次に「並びに地域のコミュニティ活動の場」を加える。

第2条第1項中「事務」を「事業」に改める。

第3条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第3項中「任命」を
「委嘱」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 指導員及び管理員は、教育委員会に開放学校の利用実態の報告を行う。

第5条を次のように改める。

（開放学校の指定及び学校開放の日時）

第5条 開放学校は、鳥取市立学校条例（昭和39年鳥取市条例第5号）第2条から
第4条までの規定に定める本市の小、中、義務教育学校のうちから教育委員会が指

定する。

2 開放する施設及び日時は、原則として、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第7条中「基づいて指導員又は管理員がなす」を「基づく」に、「利用の中止」を「一定期間の利用の中止」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第5条関係）

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
遊び場開放 及びスポーツ開放	校庭	休業日	午前8時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	体育館	休業日	午前8時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	水泳プール	夏季休業日	午前9時から午後5時まで

開放する施設及び日時は、上記を原則とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表第2から別表第9までを削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

10月1日からの鳥取市学校体育施設スマート予約システムの運用に際し、制度の見直しを図るためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則</p> <p>昭和51年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和58年7月1日教委規則第5号 平成8年3月29日教委規則第9号 平成9年3月28日教委規則第8号 平成14年3月25日教委規則第5号 平成16年10月29日教委規則第48号 平成17年3月29日教委規則第8号 平成17年11月1日教委規則第14号 平成18年3月31日教委規則第11号 平成19年3月30日教委規則第2号 平成20年3月31日教委規則第6号 平成20年3月31日教委規則第11号 平成21年3月31日教委規則第4号 平成22年3月31日教委規則第7号 平成23年3月31日教委規則第2号</p>	<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則</p> <p>昭和51年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和58年7月1日教委規則第5号 平成8年3月29日教委規則第9号 平成9年3月28日教委規則第8号 平成14年3月25日教委規則第5号 平成16年10月29日教委規則第48号 平成17年3月29日教委規則第8号 平成17年11月1日教委規則第14号 平成18年3月31日教委規則第11号 平成19年3月30日教委規則第2号 平成20年3月31日教委規則第6号 平成20年3月31日教委規則第11号 平成21年3月31日教委規則第4号 平成22年3月31日教委規則第7号 平成23年3月31日教委規則第2号</p>

平成24年3月30日教委規則第3号	平成24年3月30日教委規則第3号
平成25年3月29日教委規則第6号	平成25年3月29日教委規則第6号
平成26年3月31日教委規則第4号	平成26年3月31日教委規則第4号
平成27年3月20日教委規則第7号	平成27年3月20日教委規則第7号
平成28年12月28日教委規則第10号	平成28年12月28日教委規則第10号
平成29年3月30日教委規則第5号	平成29年3月30日教委規則第5号
平成29年5月31日教委規則第8号	平成29年5月31日教委規則第8号
平成29年11月30日教委規則第11号	平成29年11月30日教委規則第11号
(題名改正)	(題名改正)
平成29年12月28日教委規則第15号	平成29年12月28日教委規則第15号
令和元年7月1日教委規則第3号	令和元年7月1日教委規則第3号
令和2年3月31日教委規則第3号	令和2年3月31日教委規則第3号
令和2年5月29日教委規則第9号	令和2年5月29日教委規則第9号
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、鳥取市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場並びに地域のコミュニティ活動の場の確保のために、学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に關して必要な定めをすることを目的とする。	第1条 この規則は、鳥取市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に關して必要な定めをすることを目的とする。
(教育委員会及び校長の責任)	(教育委員会及び校長の責任)
第2条 学校施設の開放に關する 事業 は、鳥取市教育委員会(以下「教	第2条 学校施設の開放に關する 事務 は、鳥取市教育委員会(以下「教

育委員会」という。)が管理するものとする。

- 2 この規則の実施に関して、学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(1項…一部改正〔平成16年教委規則48号〕)

(指導員及び管理員)

第3条 開放学校に、指導員又は管理員を置くことができる。

- 2 指導員及び管理員は、教育委員会の命を受け、学校施設の開放に伴う利用者の危険防止並びに施設及び設備の管理に当たるものとする。

3 指導員及び管理員は、教育委員会が委嘱する。

4 指導員及び管理員は、教育委員会に開放学校の利用実態の報告を行

う。

(開放の種類)

第4条 学校施設の開放は、次の2種とする。

- (1) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するた
め、学校の施設を開放する。

- (2) スポーツ開放 地域住民及び勤労青少年のスポーツ及びレク
リエーションの利用に供するため、学校の施設を開放する。

(本条…一部改正〔昭和58年教委規則5号・平成16年48
号〕)

(開放学校の指定及び学校開放の日時)

第5条 開放学校は、鳥取市立学校条例(昭和39年鳥取市条例第5

育委員会」という。)が管理するものとする。

- 2 この規則の実施に関して、学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(1項…一部改正〔平成16年教委規則48号〕)

(指導員及び管理員)

第3条 開放学校に、指導員又は管理員を置く。

- 2 指導員及び管理員は、教育委員会の命を受け、学校施設の開放に伴う利用者の危険防止並びに施設及び設備の管理に当たるものとする。

3 指導員及び管理員は、教育委員会が任命する。

4 指導員及び管理員は、非常勤とする。

(開放の種類)

第4条 学校施設の開放は、次の2種とする。

- (1) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するた
め、学校の施設を開放する。

- (2) スポーツ開放 地域住民及び勤労青少年のスポーツ及びレク
リエーションの利用に供するため、学校の施設を開放する。

(本条…一部改正〔昭和58年教委規則5号・平成16年48
号〕)

(開放学校の指定及び学校開放の日時)

第5条 開放学校の指定は、教育委員会が行う。

号) 第2条から第4条までの規定に定める本市の小、中、義務教育学校のうちから教育委員会が指定する。

2 開放する施設及び日時は、原則として、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(2項…全部改正〔平成16年教委規則48号〕)

(利用の禁止)

第6条 学校施設の開放が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用

(3) 専ら営利を目的とするための利用

(利用の中止)

第7条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則又はこれらに基づく指示に従わない利用者に対して、一定期間の利用の中止を命ずることができる。

(利用者の弁償責任)

第8条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失によつてき損し、若しくは亡失したときは、弁償の責めを負うものとする

2 開放する施設及び日時は、別表第1から別表第9までのとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(2項…全部改正〔平成16年教委規則48号〕)

(利用の禁止)

第6条 学校施設の開放が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用

(3) 専ら営利を目的とするための利用

(利用の中止)

第7条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則又はこれらに基づいて指導員又は管理員がなす指示に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

(利用者の弁償責任)

第8条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失によつてき損し、若しくは亡失したときは、弁償の責めを負うものとする

る。

(委任)

第9条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年7月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日教委規則第9号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に国府町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和53年国府町教育委員会規則第1号)、国府町立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則(昭和53年国府町教育委

る。

(委任)

第9条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年7月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日教委規則第9号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に国府町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和53年国府町教育委員会規則第1号)、国府町立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則(昭和53年国府町教育委

員会細則第1号)、福部村立小中学校の施設の開放に関する規則(昭和63年福部村教育委員会規則第1号)、河原町立小・中学校の施設の開放に関する管理規則(昭和50年河原町教育委員会規則第1号)、河原中学校屋外運動場照明施設維持管理規程(昭和54年河原町教育委員会告示第6号)、用瀬町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和49年用瀬町教育委員会規則第1号)、学校体育施設の社会体育開放にともなう維持管理規程(昭和49年用瀬町教育委員会訓令第1号)、用瀬町中学校屋外照明施設維持管理規程(昭和51年用瀬町教育委員会規則第1号)、佐治村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和49年佐治村教育委員会規則第1号)、気高町立小中学校の施設の開放に関する規則(平成12年気高町教育委員会規則第3号)、鹿野町立小・中学校施設の開放に関する規則(昭和53年鹿野町教育委員会規則第5号)又は青谷町立小・中学校施設の開放に関する規則(昭和52年青谷町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年3月29日教委規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日教委規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

員会細則第1号)、福部村立小中学校の施設の開放に関する規則(昭和63年福部村教育委員会規則第1号)、河原町立小・中学校の施設の開放に関する管理規則(昭和50年河原町教育委員会規則第1号)、河原中学校屋外運動場照明施設維持管理規程(昭和54年河原町教育委員会告示第6号)、用瀬町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和49年用瀬町教育委員会規則第1号)、学校体育施設の社会体育開放にともなう維持管理規程(昭和49年用瀬町教育委員会訓令第1号)、用瀬町中学校屋外照明施設維持管理規程(昭和51年用瀬町教育委員会規則第1号)、佐治村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和49年佐治村教育委員会規則第1号)、気高町立小中学校の施設の開放に関する規則(平成12年気高町教育委員会規則第3号)、鹿野町立小・中学校施設の開放に関する規則(昭和53年鹿野町教育委員会規則第5号)又は青谷町立小・中学校施設の開放に関する規則(昭和52年青谷町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年3月29日教委規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日教委規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第2号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第6号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第11号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教委規則第4号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日教委規則第7号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教委規則第2号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委規則第3号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教委規則第6号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教委規則第4号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日教委規則第7号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第2号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第6号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第11号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教委規則第4号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日教委規則第7号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教委規則第2号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委規則第3号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教委規則第6号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教委規則第4号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日教委規則第7号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月28日教委規則第10号)
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教委規則第5号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日教委規則第8号)
この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月30日教委規則第11号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日教委規則第15号)
この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日教委規則第3号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第3号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日教委規則第9号)
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

附 則 (平成28年12月28日教委規則第10号)
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教委規則第5号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日教委規則第8号)
この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月30日教委規則第11号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日教委規則第15号)
この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日教委規則第3号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第3号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日教委規則第9号)
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

鳥取区域 (平成16年10月31日における鳥取市の区域をい
う。)

(1) 遊び場開放

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
遊び場	校庭	休業日	午前8時から午後10時まで
開放及びスポーツ開放		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
放	体育館	休業日	午前8時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	水泳プール	夏季休業日	午前9時から午後5時まで

開放する施設及び日時は、上記を原則とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

開放する施設	開放する日	開放する時間	
		4月から10月まで	11月から翌年3月まで
小学校の校庭	鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）第7条第1項及び第2項に規定する休業日（以下「休業日」という。）	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで
小学校の体育館	休業日	午前9時から午後5時まで	
小学校の水泳プール	管理規則第7条第1項第4号に規定する夏季休業日（以下「夏季休業日」という。）	午前9時から午後5時まで	

(2) スポーツ開放

開放する施設	開放する日	期間	開放する時間

<u>校庭</u>	<u>夜間照明を有するもの</u>	<u>修立小学校、 富桑小学校、 稲葉山小学 校、城北小学 校、美保小学 校、江山学 園、世紀小学 校、湖山小学 校、津ノ井小 学校、岩倉小 学校、美保南 小学校、湖山 西小学校、中 ノ郷小学校</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌 年3月まで</u>	<u>午前9時か ら午後9時 まで</u>
					<u>午後5時か ら午後9時 まで</u>
<u>校庭</u>	<u>夜間照明を有するもの</u>	<u>醇風小学校</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌 年3月まで</u>	<u>午前9時か ら午後9時 30分まで</u>
					<u>午後5時か ら午後9時 30分まで</u>
<u>校庭</u>	<u>夜間照明を有するもの</u>	<u>久松小学校、 遷喬小学校、 日進小学校、</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌 年3月まで</u>	<u>午前9時か ら午後10 時まで</u>

			明徳小学校、 倉田小学校、 面影小学校、 湖南学園、浜 坂小学校、若 葉台小学校	上記以外の 日	4月から翌 年3月まで	午後5時か ら午後10 時まで
	夜間照明を 有しないも の		賀露小学校、 大正小学校、 明治小学校、 未恒小学校、 米里小学校、 高草中学校	休業日	4月から翌 年3月まで	午前9時か ら午後5時 まで
			東郷小学校	休業日	4月から翌 年3月まで	午前9時か ら午後5時 まで
				上記以外の 日	4月から翌 年3月まで	午後5時か ら午後8時 まで
体育館			富桑小学校、城北小学校、 世紀小学校、湖山小学校、 津ノ井小学校、高草中学校	休業日	4月から翌 年3月まで	午前9時か ら午後5時 まで
				上記以外の 日	4月から翌 年3月まで	午後5時か ら午後9時

<u>醇風小学校、日進小学校</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>まで</u>
	<u>上記以外の日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>午前9時から午後9時30分まで</u>
<u>久松小学校、修立小学校、稲葉山小学校、賀露小学校、明徳小学校、倉田小学校、大正小学校、米里小学校、浜坂小学校、中ノ郷小学校、若葉台小学校</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>まで</u>
	<u>上記以外の日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>
<u>岩倉小学校、湖山西小学校</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>まで</u>
	<u>上記以外の日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>午後5時から午後9時まで</u>
<u>遷喬小学校、美保小学校、面影小学校、江山学園、東郷小学校、明治小学校、湖南学園、未恒小学校、美保</u>	<u>休業日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>まで</u>
	<u>上記以外の日</u>	<u>4月から翌年3月まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>

南小学校	日	年3月まで	午後10時まで
------	---	-------	---------

別表第2 (第5条関係)

(本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号・28年10号・令和2年9号〕)
 国府区域 (平成16年10月31日における国府町の区域をいう。)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	休業日	午前6時から午後10時まで
	夜間照明を有するもの	上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	夜間照明を有しないもの	休業日	午前6時から午後8時まで
	体育館	上記以外の日	午後5時から午後8時まで
	休業日		午前8時から午後10時まで
	上記以外の日		午後5時から午後10時まで

別表第3 (第5条関係)

(本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号・28年10号〕)

19年教委規則2号・28年10号)

福部区域 (平成16年10月31日における福部村の区域をいう。)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	体育館	休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
		夏季休業日	午後1時から午後4時まで

別表第4 (第5条関係)

(本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号・28年10号〕)

19年教委規則2号・28年10号)

河原区域 (平成16年10月31日における河原町の区域をいう。)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間

種類	設		
	校庭	夜間照明を有するもの	休業日 午後10時から午後10時まで
スポーツ開放		上記以外の日	午後6時から午後10時まで
		休業日	午前10時から午後6時まで
		夜間照明を有しないもの	上記以外の日
	体育館	休業日	午後6時から午後9時まで
		上記以外の日	午前10時から午後10時まで
			午後5時から午後10時まで

別表第5 (第5条関係)

(本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号〕)

用瀬区域(平成16年10月31日における用瀬町の区域をいふ。)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
遊び場開放	校庭 夜間照明を有	休業日	午前9時から午後10時まで

びスポ ーツ開 放	するもの	上記以外の日	午後6時から午後10時まで
	夜間照明を有しないもの	休業日	午前9時から午後6時まで
	体育館	休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後6時から午後10時まで
	小学校水泳プール	夏季休業日	午後1時から午後4時まで
	中学校水泳プール	夏季休業開始の日から8月12日まで	

別表第6（第5条関係）

（本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号〕）

佐治区域（平成16年10月31日における佐治村の区域をいう。）

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ	校庭	休業日	午前9時から午後10時

ツ開放		時まで
	<u>上記以外の日</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>
	休業日	<u>午前9時から午後10時まで</u>
	<u>上記以外の日</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>

別表第7（第5条関係）

（本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号〕）

気高区域（平成16年10月31日における気高町の区域をいう。）

<u>開放の種類</u>	<u>開放する施設</u>	<u>開放する日</u>	<u>開放する時間</u>
スポーツ開放	校庭	休業日	<u>午前9時から午後7時まで</u>
		<u>上記以外の日</u>	<u>午後5時から午後7時まで</u>
	体育館	休業日	<u>午前9時から午後10時まで</u>
		<u>上記以外の日</u>	<u>午後6時から午後10時まで</u>

水泳プール	夏季休業日	午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後4時まで
-------	-------	--

別表第8 (第5条関係)

(本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号・28年10号〕)

鹿野区域 (平成16年10月31日における鹿野町の区域をいう。)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
遊び場	校庭	休業日	午前9時から午後6時まで
開放及びボスボーツ開放	体育館	上記以外の日 休業日	午後5時から午後6時まで 午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで

別表第9 (第5条関係)

(本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、一部改正〔平成19年教委規則2号〕)

青谷区域（平成16年10月31日における青谷町の区域をい
う。）

<u>開放の種類</u>	<u>開放する施設</u>	<u>開放する日</u>	<u>開放する時間</u>
<u>遊び場</u>	<u>校庭</u>	<u>休業日</u>	<u>午前8時から午後10時まで</u>
<u>開放及びスポーツ開放</u>		<u>上記以外の日</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>
	<u>体育館</u>	<u>休業日</u>	<u>午前8時から午後10時まで</u>
		<u>上記以外の日</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>
	<u>水泳プール</u>	<u>夏季休業日</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>

定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年9月28日(火)
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第30号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1. 経緯

河原町国英地区の活性化及び千代川右岸側の防災機能の充実を目的に、河原町国英地区コミュニティ施設の整備を進めてきました。

このたび施設が完成したので鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正し、鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を追加するものです。

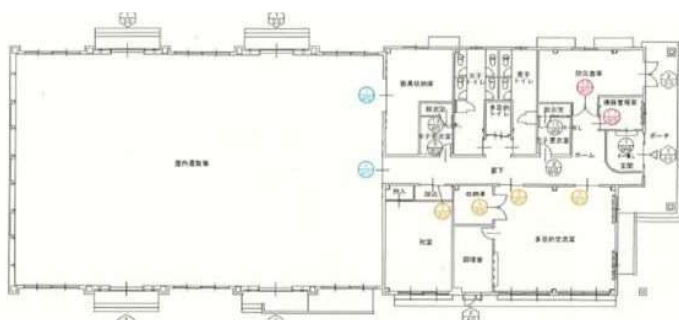
《取り組みの経過》

平成30年度	基本設計
令和 元年度	実施設計
令和 2年10月	建設工事着工
令和 3年 8月	建設工事完了
令和 3年 9月	条例改正議案の上程
令和 3年10月	供用開始予定

2. 施設情報

施設名	所在地	事業費・構造・面積
鳥取市河原町国英地区 コミュニティ施設	鳥取市河原町山手	建設工事費 328,927千円 鉄骨平屋建て、延べ面積、800.89㎡ 屋内運動場、多目的交流室、防災備蓄倉庫、和室

3. 施設の位置及び現況写真



4. 施行日

令和3年10月1日

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

河原町国英地区の活性化及び千代川右岸側の防災機能の充実を目的に、鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を新設するため、条例施行規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設の休館日及び開館時間について規定することとします。(第2条関係)

3 施行期日

この規則は、令和3年10月1日から施行することとします。

議案第30号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年鳥取市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鳥取市河原町コミュニティセンター
鳥取市用瀬町民会館
鳥取市佐治町コミュニティセンター
鳥取市気高町コミュニティセンター
鳥取市青谷町コミュニティセンター

を

鳥取市河原町コミュニティセンター
鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設
鳥取市用瀬町民会館
鳥取市佐治町コミュニティセンター
鳥取市気高町コミュニティセンター
鳥取市青谷町コミュニティセンター

に改める。

第9条中「鳥取市立図書館の設計及び管理に関する条例施行規則」を「鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を設置するためである。

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第14号）新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第14号</p> <p>改正 平成28年3月2日教委規則第3号 平成30年3月30日教委規則第3号 令和3年4月1日教委規則第8号 令和3年 月 日教委規則第 号</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (休館日及び開館時間) 第2条 鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認められた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1276 1198 1324 2056"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	休館日	開館時間				<p>○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第14号</p> <p>改正 平成28年3月2日教委規則第3号 平成30年3月30日教委規則第3号 令和3年4月1日教委規則第8号</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (休館日及び開館時間) 第2条 鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認められた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1276 349 1324 1198"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	休館日	開館時間			
施設の名称	休館日	開館時間											
施設の名称	休館日	開館時間											

鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター 鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで
鳥取市河原町コミュニティセンター 鳥取市福部町コミュニティセンター 鳥取市河原町コミュニティセンター 鳥取市用瀬町民会館 鳥取市佐治町コミュニティセンター 鳥取市気高町コミュニティセンター 鳥取市青谷町コミュニティセンター	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前8時30分から午後10時まで
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター 鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで
鳥取市河原町コミュニティセンター 鳥取市福部町コミュニティセンター 鳥取市河原町コミュニティセンター 鳥取市用瀬町民会館 鳥取市佐治町コミュニティセンター 鳥取市気高町コミュニティセンター 鳥取市青谷町コミュニティセンター	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前8時30分から午後10時まで

<p>ンター 鳥取市青谷町コミュニティセ ンター</p>	<p>ンター</p>
<p>(本条…一部改正〔平成28年教委規則3号・30年3号・3 年号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定によりコミュニティ施設の使用の許可を受けようとする者は、コミュニティ施設使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第11条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、コミュニティ施設の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、コミュニティ施設使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がな</p>	<p>(本条…一部改正〔平成28年教委規則3号・30年3号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定によりコミュニティ施設の使用の許可を受けようとする者は、コミュニティ施設使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第11条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、コミュニティ施設の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、コミュニティ施設使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がな</p>

いと認められた場合で、延長する時間に係る使用料（コミュニティ施設の
使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる場合）であって
は、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

（２項…一部改正〔平成３０年教委規則３号〕）

（使用料の減免）

第６条 条例第６条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、
コミュニティ施設の使用の申込みと同時に、コミュニティ施設使用料
減免申請書（様式第３号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第７条 条例第７条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする
者は、コミュニティ施設使用料返還請求書（様式第４号）を教育委
員会に提出しなければならない。

２ 条例第７条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとお
りとする。

（１） 条例第７条第１号の規定に該当する場合 使用料の全額

（２） 使用前３日までに使用の取消しを申し出た場合 使用料の全
額

（３） 前２号に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを
申し出た場合 使用料の半額

（施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出）

第８条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失し
た者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第５号）に

いと認められた場合で、延長する時間に係る使用料（コミュニティ施設の
使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる場合）であって
は、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

（２項…一部改正〔平成３０年教委規則３号〕）

（使用料の減免）

第６条 条例第６条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、
コミュニティ施設の使用の申込みと同時に、コミュニティ施設使用料
減免申請書（様式第３号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第７条 条例第７条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする
者は、コミュニティ施設使用料返還請求書（様式第４号）を教育委
員会に提出しなければならない。

２ 条例第７条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとお
りとする。

（１） 条例第７条第１号の規定に該当する場合 使用料の全額

（２） 使用前３日までに使用の取消しを申し出た場合 使用料の全
額

（３） 前２号に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを
申し出た場合 使用料の半額

（施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出）

第８条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失し
た者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第５号）に

より教育委員会に届け出なければならない。

(図書資料等の貸出し)

第9条 コミュニティ施設の図書資料等の貸出しについては、鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第21号）第4条から第5条まで及び第7条から第19条までの規定を準用する。

(本条…追加〔平成28年教委規則3号〕)

(指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式)

第10条 第3条、第4条及び第8条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成30年教委規則3号〕)

(委任)

第11条 この規則で定めるもののほか、コミュニティ施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧9条…繰下〔平成28年教委規則3号〕、旧10条…繰下〔平成30年教委規則3号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

より教育委員会に届け出なければならない。

(図書資料等の貸出し)

第9条 コミュニティ施設の図書資料等の貸出しについては、鳥取市立図書館の設計及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第21号）第4条から第5条まで及び第7条から第19条までの規定を準用する。

(本条…追加〔平成28年教委規則3号〕)

(指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式)

第10条 第3条、第4条及び第8条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成30年教委規則3号〕)

(委任)

第11条 この規則で定めるもののほか、コミュニティ施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧9条…繰下〔平成28年教委規則3号〕、旧10条…繰下〔平成30年教委規則3号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

<p>附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則 (令和3年4月1日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則 (令和3年4月1日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年 月 日教委規則第 号)</p> <p>この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p>
<p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>様式第4号 (第7条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第4号 (第7条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>様式第5号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第5号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p>

定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年9月28日(火)
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第31号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1. 経緯

河原町総合運動場は、河原町山手にある工業団地内に整備していた旧河原町総合運動場が企業誘致に伴い廃止することとなったため、代替施設として旧クリーンセンターや跡地に整備を進めていたものです。

このたび施設が完成したので鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正し、鳥取市河原町総合運動場を追加するものです。

〈取り組みの経過〉

令和2年 9月	鳥取市土地開発公社により整備開始
令和3年 2月	補正予算議決
令和3年 8月	整備工事完了
令和3年 9月	財産取得議案及び条例改正議案の上程
令和3年10月	供用開始予定

2. 施設情報

施設名	所在地	事業費・面積等
鳥取市河原町総合運動場	鳥取市河原町三谷	事業費 277,625千円 面積 約14,200㎡ 野球場、グラウンド、駐車場

3. 施設の位置及び現況写真



4. 施行日

令和3年10月1日

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

平成27年に廃止した鳥取市河原町総合運動場の代替施設として、鳥取市河原町総合運動場を設置するため、条例施行規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取市河原町総合運動場の休場日及び開場時間について規定することとします。(第2条関係)
- (2) 様式第5号(第8条関係)の届出者の㊦を削除します。

3 施行期日

この規則は、令和3年10月1日から施行することとします。

議案第 31 号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

令和 3 年 9 月 28 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 16 年鳥取
市教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場」 を

「

鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場
鳥取市河原町総合運動場

」 に改める。

様式第 5 号中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥取市河原町総合運動場を設置するためである。

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第23号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第23号</p> <p>改正 平成18年4月28日教委規則第12号 平成18年8月31日教委規則第20号 平成19年3月30日教委規則第9号 平成22年3月31日教委規則第5号 平成25年3月29日教委規則第11号 平成25年12月24日教委規則第16号 平成26年6月30日教委規則第5号 平成27年6月30日教委規則第10号 平成27年9月1日教委規則第11号 平成30年3月30日教委規則第3号 令和元年12月27日教委規則第11号 令和3年4月1日教委規則第12号</p> <p>令和3年 月 日 教委規則第 号</p> <p>(目的)</p>	<p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第23号</p> <p>改正 平成18年4月28日教委規則第12号 平成18年8月31日教委規則第20号 平成19年3月30日教委規則第9号 平成22年3月31日教委規則第5号 平成25年3月29日教委規則第11号 平成25年12月24日教委規則第16号 平成26年6月30日教委規則第5号 平成27年6月30日教委規則第10号 平成27年9月1日教委規則第11号 平成30年3月30日教委規則第3号 令和元年12月27日教委規則第11号 令和3年4月1日教委規則第12号</p> <p>(目的)</p>

第1条 この規則は、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（休場日及び開場時間）

第2条 鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認められた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

施設の名称	休場日	開場時間
鳥取市美穂スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前6時から午後7時まで ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで イ 11月1日から翌年3月31日までの日 午前8時から午後5時まで
鳥取市大和スポーツ広場		午前6時から午後7時

第1条 この規則は、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（休場日及び開場時間）

第2条 鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認められた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

施設の名称	休場日	開場時間
鳥取市美穂スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前6時から午後7時まで ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで イ 11月1日から翌年3月31日までの日 午前8時から午後5時まで
鳥取市大和スポーツ広場		午前6時から午後7時

広場	時まで	時まで		
鳥取市国府町成器スポーツ 広場	ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前8時30分から 午後7時まで		
鳥取市国府町運動場				
鳥取市国府町美敷運動場				
鳥取市国府町荒舟運動場				
鳥取市国府町高岡運動場				
鳥取市国府町麻生運動場				
鳥取市国府町三代寺運動場				
鳥取市国府町谷運動場				
鳥取市福部町グラウンド			ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前8時30分から 午後7時まで
鳥取市河原町湯谷スポーツ 広場				
鳥取市河原町八上スポーツ 広場				
鳥取市河原町河原スポーツ				

広場		
鳥取市河原町国英スポーツ広場		
鳥取市河原町天神原スポーツ広場		
鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場		
鳥取市河原町総合運動場		
鳥取市用瀬町興徳運動広場	午前8時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
鳥取市用瀬町スポーツ広場		
鳥取市用瀬町屋住運動広場		
鳥取市気高町運動場	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	午前8時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
鳥取市青谷町中郷グラウンド		
鳥取市青谷町日置グラウンド		
鳥取市青谷町日置谷グラウンド		

鳥取市青谷町グラウンド	午前9時から午後10時まで	鳥取市青谷町グラウンド	午前9時から午後10時まで
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	午前7時から午後7時まで	鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	午前7時から午後7時まで
<p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則12号・20号・19年9号・22年5号・25年11号・16号・26年5号・27年10号・11号・30年3号・令和元年11号・3年12号・3年号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的スポーツ広場使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第10条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、広場の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、多目的スポーツ広場使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(とっとり施設予約サービスによる手続き)</p> <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サー</p>		<p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則12号・20号・19年9号・22年5号・25年11号・16号・26年5号・27年10号・11号・30年3号・令和元年11号・3年12号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的スポーツ広場使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第10条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、広場の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、多目的スポーツ広場使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(とっとり施設予約サービスによる手続き)</p> <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サー</p>	

ビスによる公共施設の利用に関する規則（平成25年鳥取市規則第5号）第2条に規定するところより施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるものとする。

（本条…追加〔平成25年教委規則11号〕）

（使用時間）

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間が延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料（広場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

（2項…一部改正〔平成30年教委規則3号〕）

（使用料の減免）

第6条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、広場の使用の申込みと同時に、多目的スポーツ広場使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第7条 条例第7条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、多目的スポーツ広場使用料返還請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

ビスによる公共施設の利用に関する規則（平成25年鳥取市規則第5号）第2条に規定するところより施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるものとする。

（本条…追加〔平成25年教委規則11号〕）

（使用時間）

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間が延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料（広場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

（2項…一部改正〔平成30年教委規則3号〕）

（使用料の減免）

第6条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、広場の使用の申込みと同時に、多目的スポーツ広場使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第7条 条例第7条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、多目的スポーツ広場使用料返還請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場を使用することができなくなったとき。 使用料の全額
 - (2) 使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合で相当の事由があると認めるとき。 使用料の8割
(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)
- 第8条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損(滅失)届(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式)

第9条 第3条、第4条及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成30年教委規則3号〕)

(委任)

第10条 この規則で定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧9条…繰下〔平成30年教委規則3号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

2 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場を使用することができなくなったとき。 使用料の全額
 - (2) 使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合で相当の事由があると認めるとき。 使用料の8割
(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)
- 第8条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損(滅失)届(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式)

第9条 第3条、第4条及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成30年教委規則3号〕)

(委任)

第10条 この規則で定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧9条…繰下〔平成30年教委規則3号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日教委規則第12号)
この規則は、平成18年5月1日から施行する。
附 則 (平成18年8月31日教委規則第20号抄)
(施行期日)
1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
附 則 (平成19年3月30日教委規則第9号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月31日教委規則第5号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年3月29日教委規則第11号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年12月24日教委規則第16号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則 (平成26年6月30日教委規則第5号)
この規則は、平成26年7月1日から施行する。
附 則 (平成27年6月30日教委規則第10号)
この規則は、平成27年7月1日から施行する。
附 則 (平成27年9月1日教委規則第11号)
この規則は、平成27年10月1日から施行する。
附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)

附 則 (平成18年4月28日教委規則第12号)
この規則は、平成18年5月1日から施行する。
附 則 (平成18年8月31日教委規則第20号抄)
(施行期日)
1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
附 則 (平成19年3月30日教委規則第9号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月31日教委規則第5号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年3月29日教委規則第11号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年12月24日教委規則第16号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則 (平成26年6月30日教委規則第5号)
この規則は、平成26年7月1日から施行する。
附 則 (平成27年6月30日教委規則第10号)
この規則は、平成27年7月1日から施行する。
附 則 (平成27年9月1日教委規則第11号)
この規則は、平成27年10月1日から施行する。
附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)	(施行期日)
<p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則 (令和元年12月27日教委規則第11号) この規則は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 (令和3年4月1日教委規則第12号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則 (令和元年12月27日教委規則第11号) この規則は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 (令和3年4月1日教委規則第12号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年 月 日教委規則第 号) この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p>
<p>様式第1号 (第3条関係) (略)</p>	<p>様式第1号 (第3条関係) (略)</p>
<p>様式第2号 (第4条関係) (略)</p>	<p>様式第2号 (第4条関係) (略)</p>
<p>様式第3号 (第6条関係) (略)</p>	<p>様式第3号 (第6条関係) (略)</p>
<p>様式第4号 (第7条関係) (略)</p>	<p>様式第4号 (第7条関係) (略)</p>
<p>様式第5号 (第8条関係)</p>	<p>様式第5号 (第8条関係)</p>

<p>様式第 5 号(第 8 条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>き損(滅失)届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>	<p>様式第 5 号(第 8 条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>き損(滅失)届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>届出者 住 所 氏 名 連絡先</p> <p>次のおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、指示された方法により賠償します。</p>
<p>年 月 日</p> <p>き損(滅失)届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>届出者 住 所 氏 名 連絡先</p> <p>次のおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、指示された方法により賠償します。</p>	<p>年 月 日</p> <p>き損(滅失)届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>届出者 住 所 氏 名 連絡先</p> <p>次のおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、指示された方法により賠償します。</p>

き損 (減失) したき と	き損 (減失) 箇所 (物件)	数 量	き損(減失)の理由 及び内容又は程度
年 日 月 時 分			
年 日 月 時 分			
年 日 月 時 分			

き損 (減失) したき と	き損 (減失) 箇所 (物件)	数 量	き損(減失)の理由 及び内容又は程度
年 日 月 時 分			
年 日 月 時 分			
年 日 月 時 分			

9月定例教育委員会資料 資料	
年月日	令和3年9月28日
担当課	学校教育課

荒天時等における気象警報等発令時の鳥取市立小・中・義務教育学校の対応について

近年、自然災害が頻発・激甚化していることに伴い、荒天時等での本市立小・中・義務教育学校における対応を下記のとおり定めるものです。

1 気象警報等が発令された場合

警報の種類	登校等の対応について	
	登校前	登校後
「暴風警報」を伴わない次の警報が発令された場合の対応		
「暴風警報」を伴わない 大雨警報、洪水警報、大雪 警報	各学校や地域の状況に応じて臨時休校または授業開始時刻の繰り下げを検討する。	各学校や地域の状況に応じて授業の中止、下校時刻の繰り上げ等 を検討する。
暴風を伴う警報が発令された場合の対応		
暴風警報 暴風雪警報	午前6時30分時点で学校設置 地域に 各警報が発令されている 場合は臨時休校 とする。	各学校や地域の状況に応じて保 護者への引き渡し、場合によっ てはそのまま学校で避難等、安全 を最優先した措置を取る。
その他、特別警報等が発令された場合の対応		
特別警報等	警報の発令を待たずに、一斉臨時休校 とする場合あり。 市教育委員会事務局が対応を決定し、各学校へ連絡する。	

※台風接近時に限らず、気象警報等が発令された場合は上記対応とする。

※上記対応は、学校設置地域に気象警報が発令された場合とする。

- ・鳥取市北部：旧鳥取市、青谷町、鹿野町、気高町、福部町、国府町
- ・鳥取市南部：河原町、用瀬町、佐治町

2 警報の種類・有無にかかわらず校区内に「避難情報等」が発令された場合

避難情報の種類	登校等の対応について	
	登校前	登校後
高齢者等避難指示	各学校や地域の状況に応じて臨時休校または授業開始時刻の繰り下げを行う。	各学校や地域の状況に応じて授業の中止、下校時刻の繰り上げや保護者への引き渡しを行う。
避難指示 緊急安全確保	午前6時30分時点で学校設置 地域に 各避難情報が発令されてい る場合は臨時休校 とする。	直ちに授業を中止 し、保護者への引き渡し、場合によってはそのまま学校で避難等、安全を最優先した措置を取る。

<留意事項>

- ① 放課後児童児童クラブ等の代表者に、臨時休校等の対応を連絡すること。
- ② 給食中止の場合の連絡は、学校保健・給食課よりセンターに一括して行う。
- ③ 施設等への被害が生じた場合は、教育総務課に早急に連絡すること。

報告事項(1)9月市議会定例会の附議案等について(追加提案分)
令和3年度鳥取市一般会計補正予算(9月追加補正)について

9月定例会教育委員会 資料
年月日 令和3年9月28日
担当課 学校教育課 生涯学習・スポーツ

単位:千円

No	事業名	所属名	補正前額	補正額	補正後額	左記の財源内訳			事業概要	
						国・県	地方債	その他		一般財源
1	事務局運営費	学校教育課	4,643	400	5,043	0	0	0	400	小学校児童遊具転落事故に関する損害賠償請求事件に係る和解金。
2	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	66,110	612	66,722	0	0	0	612	令和3年8月13日から15日の大雨による雨漏りで故障した、国府町谷地区らくやき小屋の配電盤移設修繕に要する経費。
3	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	38,756	700	39,456	0	0	349	351	令和3年8月8日から9日の台風9号により被害を受けた、旧福部町武道館の屋根の修繕に要する経費。 ※その他財源は、建物等損害共済金
計			109,509	1,712	111,221	0	0	349	1,363	

報告事項（１）

9月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年9月28日
担当課	教育総務課

鳥取市教育委員会教育長の任命に係る市議会の同意について

令和3年9月24日 鳥取市議会において教育長任命の同意議決を得られましたので報告します。

任命同意教育長 （※ 別紙：市議会議案参照）

氏名	任期
尾室 高志	令和3年10月1日 から 令和6年9月30日 まで

報告事項（１）

9月定例会教育委員会 資料	
年月日	令和3年9月28日
担当課	教育総務課

鳥取市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について

令和3年9月24日 鳥取市議会において教育委員任命の同意議決を得られましたので報告します。

任命同意委員 （※ 別紙：市議会議案参照）

氏名	任期
藤井 喜臣	令和3年10月6日から 令和7年10月5日まで

報告第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月16日提出

鳥取市長 深澤義彦

専 決 処 分 書

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月30日専決

鳥取市長 深澤義彦

和解について

次のとおり和解するものとする。

- 1 和解の相手方 鳥取市内に在住する者

2 和解に至る経過

令和元年5月22日鳥取市立美保小学校において相手方が遊具から転落し、右側頭骨を骨折した事故について、令和3年4月27日相手方が鳥取市に対し、損害賠償を請求する訴訟を提起した。この訴訟について裁判上の和解をするものである。

3 和解の内容

- (1) 本市は、相手方に対し、和解金として、金400,000円の支払義務があることを認め、令和3年9月30日限り、これを相手方が指定する納付方法において支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) 本市及び相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

9月定例教育委員会資料 資料	
年月日	令和3年9月28日
担当課	教育委員会文化財課

重要文化財仁風閣保存整備事業について

1. これまでの経緯

仁風閣は、皇太子行啓の宿泊所として旧藩主池田家が建築し、明治40年に竣工しました。

以後、公会堂や結婚式場、科学博物館として利用され、広く市民に親しまれてきました。

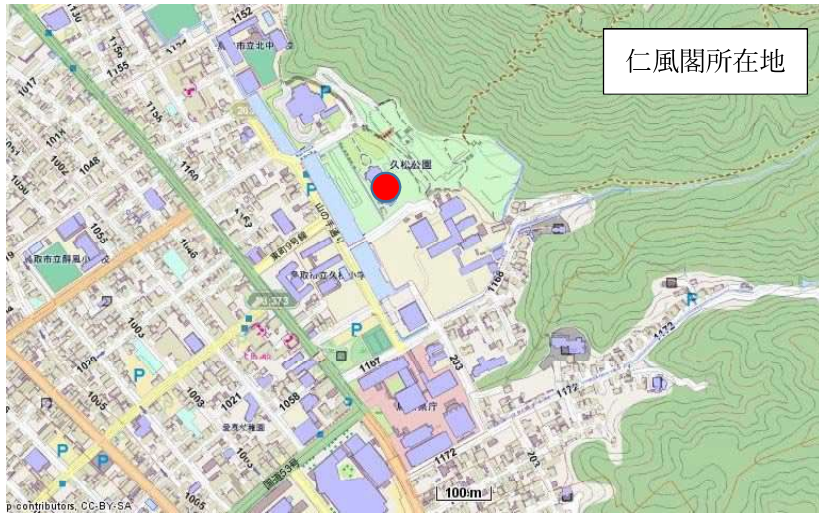
昭和48年6月に国の重要文化財に指定されたことを機に、昭和49年10月から昭和51年9月まで24ヶ月の工期をかけて半解体修理を実施し、建築当初の姿に復原しました。その後も、外壁塗装や内装張替え工事など大小様々な維持管理を行いつつ、公開活用を進めてきています。

2. 現 状

現在、屋根の雨漏り、外壁の塗装の劣化、内装や建具の全体的な劣化が進行しているため、根本的な修繕が必要な状態です（二階テラスの窓枠の落下、内部漆喰の剥落など緊急を要する破損も生じており、近年は年に数回、文化庁への毀損届の提出が必要な規模のものも生じています）。

3. 今後の対応

- ① 令和3年度は、令和2年度の破損度調査の成果を受けて、専門家による委員会で修理方針の検討を行い、令和4年度以降の事業の進め方などを検討する
- ② 大規模修繕までの間、公開活用・維持管理のために必要な修繕を行う（単市）
- ③ 国・県に修理事業の補助を要望し、文化財主任技術者の確保も含め調整を進める
- ④ 工程
 - (ア) 令和2年度 修理計画策定・文化庁協議
 - (イ) 令和3年度 文化庁協議・補助事業申請準備
 - (ウ) 令和4～5年度 調査工事・耐震診断・実施設計
令和5年度 現・指定管理者の最終年度、展示物等の搬出・撤去
 - (エ) 令和6～9年度 修理工事・耐震工事・全館休館
令和8年度 展示計画・美術工芸品修理に着手
令和9年度 指定管理者の選定・正門修理等外構整備
 - (オ) 令和10年度 建造物修理完成・正門修理等外構整備の完了
展示物の搬入、展示・什器など搬入／リニューアルオープン



仁風閣所在地



仁風閣外観



破損個所の一例



煙突周辺の雨漏りの状況